

## 函館市環境審議会委員公募実施要領

### 1 目的

函館市の環境の保全および創造に関する施策の推進にあたり，市民意見を市政に反映させるため，函館市環境審議会（以下「審議会」という。）の委員の一部を市民から公募するもの。

### 2 定数

審議会の公募による委員の定数は，3人以内とする。

### 3 任期

委員の任期は，2年とする。

ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とするが，残任期間が1年未満の場合は，任期満了後1回に限り公募によらず再任できるものとする。

### 4 応募条件

市内に居住する年齢18歳以上の者（高校生を除く）で環境の保全および創造に関し，知識もしくは経験を有する者または関心等のある者。

ただし，次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 既に本審議会に委員を推薦している団体（別表参照）に所属する者
- (2) 本市の他の2つ以上の委員会の委員である者（応募中のものを含む）
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ，その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，またはこれに加入した者

### 5 応募方法

別に定める応募用紙により，郵送，電子メールまたは持参により環境部環境政策課へ応募する。

### 6 応募方法の広報

募集期間等の応募に必要な事項は、市広報紙等に掲載して広報する。

## 7 決定の方法

応募者が定員を超えた場合は公開抽選により決定する。

当該審議会における女性の委員の割合が、附属機関・その他の会議の設置等に関する取扱要領4（2）に定める女性登用率の目標値35%に達しない場合は、次のとおり女性優先枠を設けるものとする。

(1) 35%を満たすのに2人以上不足の場合 2人

(2) 35%を満たすのに1人不足の場合 1人

また、応募者が定員に達しない場合の欠員については再度公募するものとし、再度の公募によっても定員に満たない場合は、欠員とする。

## 8 決定結果の通知

決定後は、速やかに応募者全員に書面で通知する。

### 附 則

この要領は、令和7年10月24日から施行する。

既に本審議会に委員を推薦している団体一覧

団 体 名
北海道建築士会函館支部
函館弁護士会
函館商工会議所
函館東商工会
函館市漁業協同組合
函館市亀田農業協同組合
函館市町会連合会
函館市女性会議
南北海道自然保護協会